

一般競争入札の執行について

駒ヶ根市が発注する業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行いますから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び駒ヶ根市財務規則 第106条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7年 3月 3日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 入札対象業務

- (1) 件 名 令和7年度 ごみ処理事業
資源物収集運搬処分業務委託（A地区）（単価契約）
- (2) 業務箇所 駒ヶ根市内 42集積所及び大田切りサイクルステーション
別紙回収箇所詳細表のとおり。
- (3) 業務概要 環境美化推進連合組合長が計画実施する資源物回収事業により地区集積所に排出された資源物の収集運搬及び資源物の売却
詳細は、別紙仕様書のとおり。
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札者の条件

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者であつて、駒ヶ根市長が指定する日時までに、一般競争入札参加申請書及び指定する添付資料を提出し、駒ヶ根市長による本入札に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告日現在において、令和4・5・6年度 駒ヶ根市物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目「113 資源物収集・運搬」に登録されている者で、駒ヶ根市内に本社を有する者であること。
- (3) 入札公告日現在における等級格付が、「その他」のB級以上の者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第7条の規定に基づく、一般廃棄物収集運搬業に係る駒ヶ根市長の許可を有する者であること。
- (5) 官公庁発注による同種業務の元請による履行実績を有する者であること。なお、同種業務とは、廃棄物の収集運搬及び処分業務とする。
- (6) 契約日現在において、仕様書4（1）⑧に示す、人員機材車両等の要件を満たす者であること。
- (7) 入札公告日から入札日までの間に、駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。なお、入札参加資格の確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。
- (8) 駒ヶ根市において、税の未納額がない者であること。
- (9) 駒ヶ根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札参加資格確認申請の手続

本入札に参加を希望する者は、下記により、一般競争入札参加申請書に必要な書類（以下「申請書等」という。）を添えて提出し、本入札に係る入札参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
- ② 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ③ 業務実績調書（様式第2号）
- ④ 市税等完納証明書の写し（公告日から3か月以内のもの）

※ ①及び③は、駒ヶ根市ホームページより、所定の様式をダウンロードして使用すること。

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月19日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(4) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出方法 持参 又は 郵送による。

※ 郵送の場合は、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、その理由の如何を問わず、受け付けない。

(6) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

(7) その他

- ① 入札参加資格確認通知書は、令和7年3月24日付けで申請者宛てに送付する。
- ② 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 期限までに申請書等を提出しない者及び申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加することができない。
- ⑤ 申請書の受領証が必要な場合には、申請人が準備することとする。
- ⑥ 入札参加資格がないと認められた者は、原則として、入札参加資格確認通知書通知日の翌日から起算して3日以内に、書面により、理由について説明を求めることができる。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4 仕様書の閲覧等

(1) 閲覧方法 駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表するほか、駒ヶ根市役所総務部財政課窓口において縦覧に供する。

(2) 縦覧期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月28日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 仕様書等の入手方法

駒ヶ根市ホームページより、ダウンロードすること。

5 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月17日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先 駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

(4) 提出方法 書面により、質問書を提出すること。持参、ファックス又はEメール送信とする。

※ 駒ヶ根市ホームページより、所定の様式をダウンロードして使用すること。

(5) 質問に対する回答

- ① 回答期間 令和7年3月4日(火)から令和7年3月18日(火)まで(随時)
- ② 回答方法 質問及び回答は、駒ヶ根市ホームページに掲載し、公表する。(質問者名は、非公表)

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年3月28日(金) 午前10時00分
- (2) 入札場所 駒ヶ根市役所 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開 札 同上(入札終了後、直ちに行う)

7 入札及び契約の条件等に関する事項

(1) 入札条件

本案件は、公告第62号(B地区)との間で、一抜け方式による入札を行う。2件の入札は、同時に行うものとし、1件目に開札する案件の落札者は、2件目に開札する案件の入札に参加できないものとする。

なお、1件目に開札する案件は、本案件、2件目に開札する案件は、公告第62号(B地区)とする。

(2) 入札方法

- ① 入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することを認めない。
- ② 郵便による入札は、受け付けない。
- ③ 代理人が入札する場合は、入札時に委任状を提出すること。
- ④ 本入札に関しては、入札者が1者のみであっても、同日時、同会場において、入札を行うこととする。
- ⑤ 入札者が2者以上の場合は、入札回数は、2回を限度とし、2回の入札において予定価格に達しない場合は、2回目の最低価格入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によることとする。この場合の見積回数は、2回を限度とし、予定価格に達しない場合は、不落とする。
- ⑥ 入札者が1者の場合は、入札回数は、4回を限度とし、4回の入札において予定価格に達しない場合は、不落とする。

(3) 入札書の記載方法

入札書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額で、次の各項目に係る金額を記載すること。

- ① 収集運搬単価(入札書①欄)、年間予定収集運搬費(入札書A欄)
- ② 各資源物の売却単価(入札書③欄)、年間予定売却額(入札書⑤欄)及び合計(入札書B欄)
- ③ 年間予定収集運搬費(入札書A欄)と年間予定売却額合計(入札書B欄)との差引金額(入札書C欄)
 - ※ 入札書は、駒ヶ根市ホームページより、所定の様式をダウンロードして使用すること。
 - ※ 各資源物の売却単価(入札書③欄)は、再生業者への売却益から、中間処分に係る経費を差し引いた価格とし、小数点以下第1位までとする。
 - ※ 年間出動予定台数(入札書②欄)及び年間予定数量(入札書④欄)は、過去の実績等に基づき定めた数値のため、入札金額の見積りに当たり、変更しないこと。

(4) 最低制限価格 又は 低入札価格調査基準価格の設定

不設定

(5) 落札者の決定

年間予定収集運搬費(入札書A欄)が予定価格以内の価格、かつ、年間予定売却額合計(入札書B欄)が予定価格以上の価格であって、年間予定収集運搬費(入札書A欄)と年間予定売却額合計(入札書B欄)との差引金額(入札書C欄)が最低価格の者を落札者とする。

(6) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額。ただし、駒ヶ根市長が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められた者は、免除する。免除の有無については、入札参加資格確認通知書に記載する。

(7) 入札の効力及び契約締結日

本入札は、本業務に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日をもって、当該予算の執行が可能となったときにその効力が発生するものとし、落札者となった者とは、効力発生後、速やかに契約を締結するものとする。当該予算が議会で可決されない場合は、本入札の一切を無効とする。

(8) 契約書及び契約金額

契約書は、資源物収集運搬業務委託単価契約書と資源物売買単価契約書の2種類とする。

※ 各契約書の書式を駒ヶ根市ホームページで公表するので、確認すること。

① 資源物収集運搬業務委託単価契約書

入札書に記載された収集運搬単価に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって、契約金額とする。

② 資源物売買単価契約書

入札書に記載された各資源物の売買単価に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額の端数は、小数点以下第2位までとし、第3位以下の端数があるときは、第3位の端数金額を四捨五入した金額）をもって、契約金額とする。

(9) 契約締結時の提出書類

落札者は、見積内訳書、使用車両等の業務体制、資源物処分計画等、契約の履行に係る関係書類について、所管課の担当職員の指示により、契約締結時に提出するものとする。

(10) 契約保証金

駒ヶ根市財務規則第124条の規定による。

(11) 前払金の適用

無し

(12) 部分払の適用

無し

8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 入札者が協定をしていた入札
- (4) 入札書の金額、その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反していた入札

9 異議の申立て

- (1) 入札を行った者は、入札後において、この公告、契約約款及び仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札の執行は、駒ヶ根市の都合により、又は、入札を公正に執行することができないと認められる場合、入札の日時を延期し、又は、入札を取りやめることがある。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできない。

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
電話 0265-83-2111 (内線 254, 255)
FAX 0265-83-4348
E-mail:keiyaku@city.komagane.lg.jp